

淀川水系流域委員会「修正素案021113版」についての意見

「関西のダムと水道を考える会」代表 野村東洋夫

(A) 水需要予測と利用実績の極端な乖離の証拠

淀川水系における水需要予測がその利用実績とはおよそ掛け離れた過大なものであることを端的に示す資料が有ります。それは今年2月1日のこの「委員会」に河川管理者から提出された「淀川水系 利水の現状と課題」の中にあり、私共が今回、(資料1)として添付しておりますものがそれで、これは同資料のページ(1-20)下段に掲げられているものに当会が加筆したものです。

このグラフにご注目頂きますと、「現フルプラン(H12)」として「122.726m³/s」という値が示されておりますが、これが平成12年度を目標年度として平成4年に策定された「第4次淀川水系フルプラン」における水需要予測値であり、大阪府営水道、阪神水道などの利水団体の将来予測値を、工業用水を含めて積み上げたものです。「丹生ダム」「猪名川総合開発」などの水資源開発事業はこの予測値を根拠として進められており、最終的に淀川水系からトータルで「125.413m³/s」の取水を可能にしようとするものです。

では、実際の利用実績の方はどうだったのでしょうか？

黒い四角のプロットがそれを示しているのですが、この資料ではどういう訳か昭和63年度までの値しか示されておりませんので、以降の平成12年度までについては、同資料第2章に掲げられているデータに基づき当会が×印でプロットしておりますが、これから分かることは、このフルプランの目標年次であった平成12年度における実際の取水量が、年間最大値においてすら 82.4m³/s程度でしかなく、先程の需要予測値 122.726m³/sとの間に約40.3m³/sものギャップがあるという事実です。

この値が如何に大きなものであるかは、これがあの世紀の大事業「琵琶湖開発」の開発水量 40m³/sに匹敵することからも明らかですが、この水量を日量に換算すれば350万m³に当り、例えて申しますと、これは800万人の人口の生活用水・業務用水に相当する誠に膨大なものです。

しかも、近年の水使用量の減少傾向や将来的な人口減少を思えば、今後このギャップが拡大こそすれ、縮小することは考えられません。

以上のことから、淀川フルプランにおける水需要予測が利用実績に比べて極めて過大であることは誰の目にも明らかな事実ですから、

1)「修正素案」(2-2 利水の現状と課題)における

“需要予測が利用実績に比べて過大であるとの批判がある”

との記述についてはこれを改め、

“需要予測が利用実績に比べて過大であることは今や明白な事実である”

とすべきであり、

2) 「修正素案」(4-3 利水計画のあり方)における

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であるとの批判に加え、…”

との記述については、

“これまでの水需要予測は、利水者・自治体等による用途別の水需要を積み上げたものであり、利用実績に比べて過大であることは明らかであり、…”

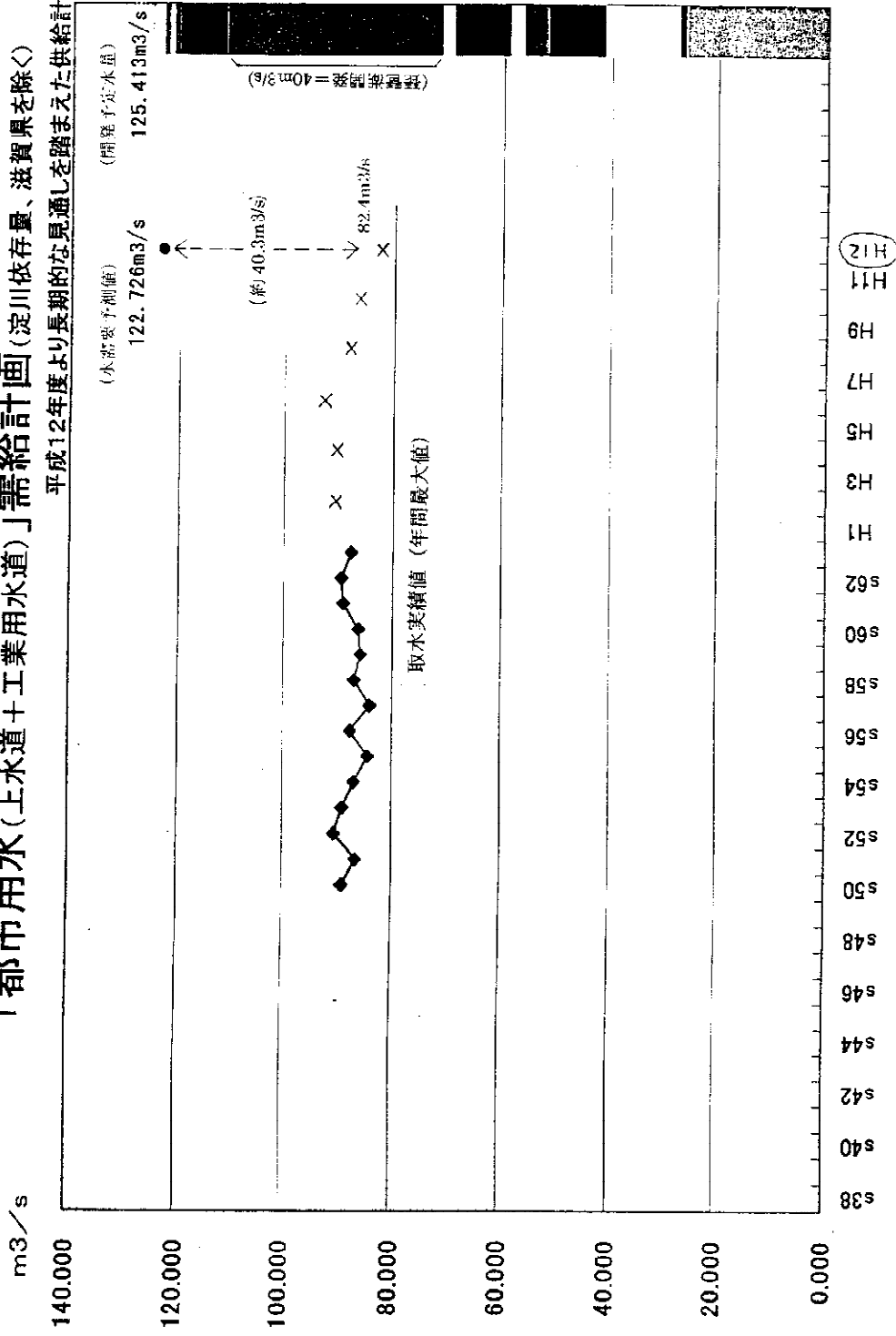
との記述に改めるべきことを当会は強く要請します。

よみに、現時点で完成済みの水資源開発事業は、このグラフ右側の一覧における琵琶湖開発・布目ダム・日吉ダム・比奈知ダムまでであり、これだけでも取水可能量は 117.932 m³/sに達し、前述の平成12年度一日最大取水量 82.4 m³/sを35.5 m³も上回っています。前述のように今後も水需要の大幅な伸びは考えられませんから、もうこれ以上の水資源開発は不要であり、下記の6つの水資源開発計画については、この際、見直しが必要です。

- 1) 丹生ダム
- 2) 大戸川ダム
- 3) 川上ダム
- 4) 天ヶ瀬ダム再開発
- 5) 猪名川総合開発
- 6) 安威川ダム

3. 現在の水需給計画(淀川水系全体)

「都市用水(上水道+工業用水道)」需給計画(淀川依存量、滋賀県を除く)
 平成12年度より長期的な見通しを踏まえた供給計画



※印：本体工事未着工のダム
 (開発水量合計=7.481m³/s)

(B) 「渇水」の記述の不整合と誤り

1) 記述の不整合

前回同様、今回の修正素案においても、(2-2 利水の現状と課題)において渇水に関する記述に不整合が見られます。

即ち、ページ(2-2)4~6行目において、

“淀川水系は他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生している。しかも最近の1978年から1998年までの21年間では5回もの渇水が発生するなど、渇水頻発化の傾向が見られる”

としているにも拘らず、同ページ12~13行目においては

“水資源開発の進展により、渇水の頻度は減少するとともに、給水制限なども少なくなったが、・・・”

とあり、記述に矛盾があります。

2) 「琵琶総」を無視した記述内容の誤り

記述内容については、前回の意見書(「素案021028版」についての意見 「反論1」(渇水について))で述べた通り、

“1918年から1998年までの81年間に7回の渇水が発生”とか、

“1978年から1998年までの21年間では5回もの渇水が発生”

との記述は、1992年に完成した琵琶湖総合開発(琵琶総)を無視した単純議論であり、将来的にはむしろ、琵琶総の効果により渇水の頻度も程度も大幅に軽減されると考えるべきです。

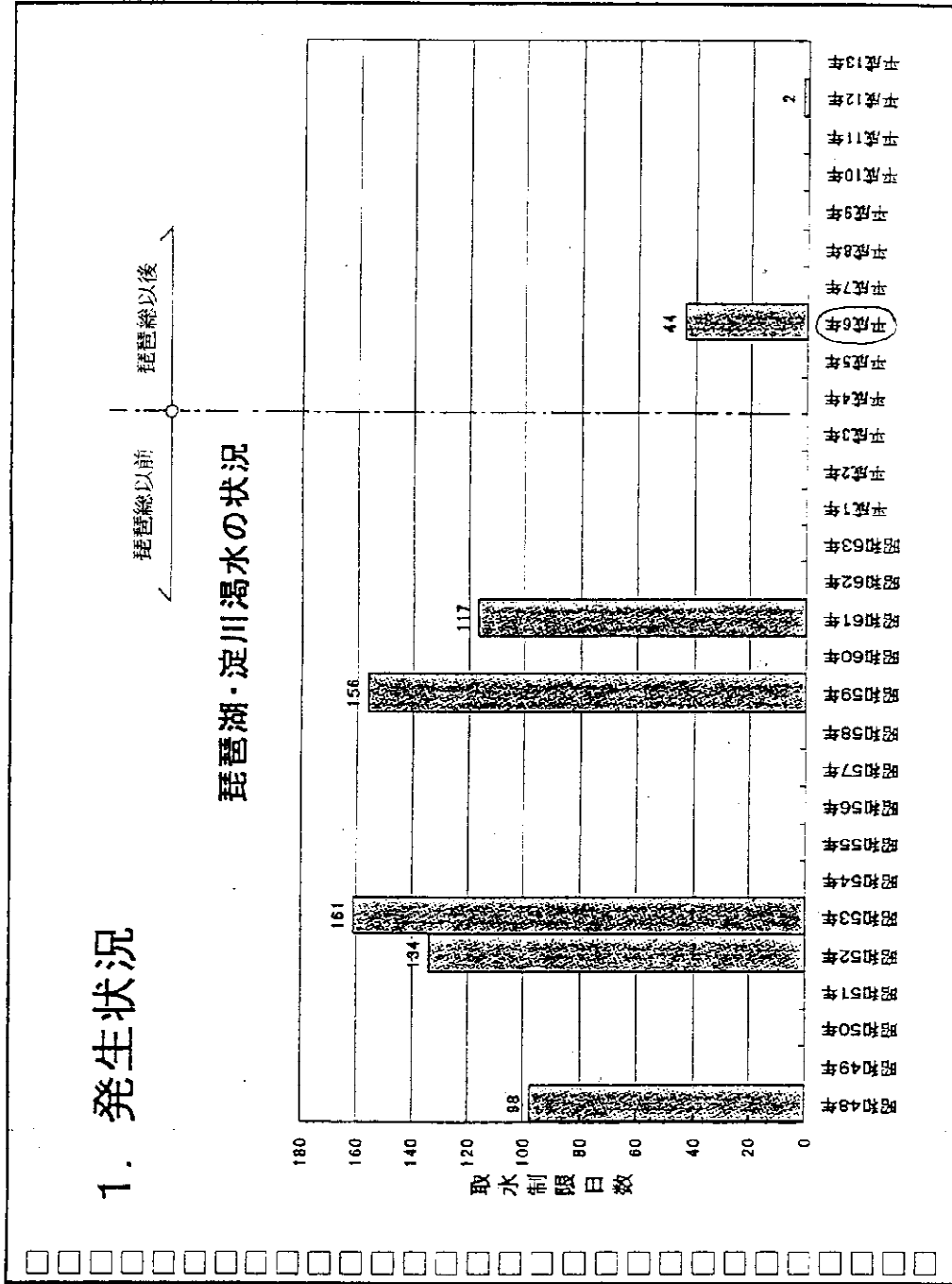
このことは河川管理者からの提供資料(資料2)のグラフからも読み取れることですが、特に平成6年の渇水は、観測史上最大の猛暑・少雨に見舞われたにも拘らず、その3年前に琵琶総が完成していたことが幸いして、取水制限も僅か44日で終わっており、しかも淀川流域において、一部の地域で減圧給水が行われたものの、断水にまで至った地域が皆無であったという事実こそが、何よりも雄弁に琵琶総の効果を物語っており、このことは河川管理者からの資料(資料3)や、水資源開発公団の「淀川水系平成6年渇水記録」(資料4)からも明らかです。

従って「渇水」については次のように記述すべきです。

“淀川水系は本来、他の河川に比べて利水安全度は高いほうであるが、これが平成3年度に概成した「琵琶湖総合開発」によって更に信頼度の高いものとなっている。以前は取水制限が100日を越える渇水が、昭和52年、53年、59年、61年と多発していたが、「琵琶湖総合開発」以後は様相を異にし、平成6年のあの未曾有の大渇水においても、僅か44日間の取水制限に終わっているばかりか、その後も

今日に至るまで殆んど取水制限が発生していないことが、何よりも利水安全度に対する琵琶湖総合開発の効果を物語っている”

(資料 2)



「淀川水系 利水の現状と課題」(p.3-4)

2. 渇水被害状況

琵琶湖・淀川流域における渇水被害の実績(2)

| 発生期間 | 被害市町村* | 取水制限等の状況 |
|--------------------------|-----------------------|---|
| H6.8.22 ~ H6.10.4 | 大阪府:32市7町1村 兵庫県:5市 | <p>取水制限:上水最大20%・工水最大20% (42日間)</p> <p>・時間断水などの大きな被害はなかったものの、一部地域で減圧給水、プールの閉鎖が実施された。</p> <p>・琵琶湖水位は史上最低の-1.23mを記録した。</p> <p>* 滋賀県でも初めての取水制限を実施した。</p> <p>* 木津川流域の三重県、奈良県でも取水制限を実施。</p> |
| H12.9.9 ~ H12.9.11 | 大阪府:33市8町1村 兵庫県:5市 | <p>取水制限:上水10%・工水10% (3日間)</p> <p>・特に大きな被害はなかった。</p> <p>* 滋賀県では上記半分の5%の取水制限を実施した。</p> |

※ 被害市町村については、三川合流点下流にてとりまとめました。

平成6年渇水 →

「淀川水系 利水の現状と課題」(p.3-5)